

東京都食品衛生調査会条例

昭和二八年三月三十一日

東京都条例第四四号

改正 昭和四六年 三月一七日条例第三三三号

昭和四九年一〇月一六日条例第九八号

東京都食品衛生調査会条例を公布する。

東京都食品衛生調査会条例

(設置)

第一条 飲食に起因する危害の発生を防止するため、知事の附属機関として東京都食品衛生調査会(以下「調査会」といふ。)をおく。

(所掌事項)

第二条 調査会は、知事の諮問に応じ、次の事項を調査審議するほか、必要があると認めるときは、意見を具申するものとする。

- 一 食品衛生についての指導に関すること。
- 二 食品関係施設の改善に関すること。
- 三 食品衛生思想の普及に関すること。
- 四 食中毒の防止に関すること。
- 五 その他食品衛生に関すること。

(昭和四六条例三三三・一部改正)

(組織)

第三条 調査会は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する委員二十五人以内で組織する。

- 一 学識経験のある者 九人以内
- 二 食品関係業者の代表 十一人以内
- 三 消費者の代表 五人以内

2 前項の委員のほか、専門の事項を調査するため必要があるときは、調査会に専門委員をおくことができる。

3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(昭和四六条例三三三・全改、昭和四九条例九八・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任されることを

妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭和四九条例九八・全改)

(会長及び副会長の設置・権限)

第五条 調査会に会長及び副会長二名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第六条 調査会は、知事が招集する。

第七条 削除 (昭和四六条例三三三)

(定足数及び表決数)

第八条 調査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和四六年条例第三三三号)

この条例は、昭和四六年四月一日から施行する。

附則(昭和四九年条例第九八号)

この条例は、公布の日から施行する。